

令和 7 年 2 月

お客さま 各位

上田信用金庫

預金規定の一部改定のお知らせ

平素は上田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、預金口座を通じて行われる金融犯罪、詐欺被害防止の対策の一層の強化を図るため、令和 7 年 4 月 1 日より、各種預金規定を下記のとおり一部改定いたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する預金規定

- (1) 普通預金規定（無利息型普通預金含む）
- (2) 貯蓄預金規定

2. 改定日

令和 7 年 4 月 1 日

2. 主な改定内容（例；普通預金規定）

普通預金規定について、以下の条項・変更、追加いたします。

なお、貯蓄預金規定についても、「取引の制限等」、「解約等」および「未利用口座管理手数料」等について、同様の改定を行います。

普通預金規定（抜粋） 条項の追加・変更（下線部を追加・変更します）

6.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、通帳とともに届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に届出の記名押印し提出、または当金庫所定の電子装置に暗証入力してください。
- (2) 前項に定める記名押印は、当金庫が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 前項に払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引内容等、当金庫が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合には、速やかに当金庫に届け出てください。
- (2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく相当の期間が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他の預金者がこの規定に違反してまたは預金者情報に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

10. (印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または当金庫所定の電子装置に入力された暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者の偽造・盗難されたカードについては、預金者保護法の定めるところにより、補てんの請求ができる場合があります。
- (2) 第6条2項、3項または14条2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し)

(注) この条項は、個人の預金者が対象です。

- (1) 預金者の番号等の盗用等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫が別途定める補償限度額を上限として、当金庫に対して、当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。
 - ① 預金者が不正な資金移動等の被害に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 預金者が、警察署に被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前に日以降になされた不正な資金移動額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を当金庫が別途定める補償限度額を上限として、補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、預金者に重過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

(3) 前項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、預金者の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

①不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 預金者に重大な過失または過失が認められる場合

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

D. 当金庫が推奨したセキュリティ対策を実施していない場合。

②戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

(5) 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補償の請求には応じることができません。また、預金者が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき該補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、預金者の払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (解約等)

(1) この預金口座を解約するときは、届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印して、通帳とともに提出してください。

(2) 前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

(3) 前二項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。

(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達の如何にかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
- ② この預金の預金者が第 11 条 1 項に違反した場合。
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫が損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、詐欺的手法(振り込め詐欺・融資保証金詐欺・架空請求等)を駆使して経済的利益を追求する集団または個人等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④ 預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他 A から D に準ずる行為
- (6) この預金が、一定の期間、預金者による利用が無く、かつ残高が一定の金額を超えることが無い場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによ

りこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (7) 前 6 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店にお申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (8) この預金について、口座開設後 1 か月を越えて入金が無く、または預金全額の払戻しになされるなどにより預金残高が無く未払い利息もない状態が 1 年以上続いた場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には当金庫は口座を解約できるものとします。

普通預金規定（抜粋） 条項の新設

18. （未利用口座管理手数料）

- (1) 普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第 2 項に定める手数料の引き落としを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料の取扱いの定めは、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法により公表します。
- (4) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用の口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (5) 一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (6) 第 4 項により解約された口座の再利用はできません。

19. （この預金に関するその他の手数料）

- (1) この預金に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当金庫は当金庫所定の自動引き落としなどの方法により当該手数料を引落しできるものとします。
- (2) 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、預金者に当金庫所定の通知をすることにより、この預金口座を解約することができるものとします。

普通預金規定 その他 条文の文言、語句等修正いたしました。

改定後の預金規定は下記からご確認ください。

→ [普通預金規定（無利息型普通預金含む）](#)

→ [貯蓄預金規定](#)

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

以上